

(表面)

年　月　日

高知市長

様

現住所

氏名

印

(　年　月　日生)

請

書

1 住宅の内容

- (1) 住宅名及び号数
- (2) 住宅の構造及び床面積
- (3) 建具その他附属設備一式

住宅・第 号  
構造・ m<sup>2</sup>

2 月額使用料

(ただし、 年度分)

円也 (毎月末日までに当月分を納付する。)

3 敷金

円也

上記住宅への入居決定を受けましたが、入居に当たりましては、法令、条例及び規則並びにこれらに基づく指示及び命令並びに裏面記載の遵守事項を固く遵守することを誓い、本請書を提出します。

(裏面)

遵 守 事 項

1 使用料について

- (1) 入居可能日から明け渡した日までの間の、使用料を納付すること。
- (2) 毎月指定の期限までに、その月分の使用料を口座振込又は納入通知書で納付すること。

2 入居者及び同居親族について

- (1) 入居時に市営住宅に入居する者は、入居申込書に記載した者とすること。
- (2) 入居時に同居親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた親族が引き続き居住をするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 出生、死亡、転出等により同居親族に変更があったときは、市長へ届け出ること。

3 入居者の保管義務等

- (1) 市営住宅等（共同施設、敷地等を含む。以下同じ。）の使用に当たっては、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持すること。
- (2) 市営住宅等で、犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫、鳥等の動物を飼育しないこと。
- (3) 市営住宅等の指定された場所以外の場所に自動車等を駐車、駐輪等しないこと。
- (4) 市営住宅等に保安上危険な物及び衛生上有害な物を持ち込まないこと。
- (5) 市長が指定する職員等が住宅管理上必要な範囲で行う市営住宅等の立入検査又は工事の施工を拒むことなく協力すること。
- (6) 高知市営住宅条例施行規則第18条の2の規定に基づき、入居者が負担すべき修繕等費用を負担すること。
- (7) 入居者の責めに帰すべき事由により、住宅等が滅失又は毀損したときは、原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

4 市営住宅を明け渡す場合は、当該住宅を明け渡す5日前までに届け出て、検査を受けること。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡し事由となるので、違反しないよう守ること。

- (1) 不正な行為によって市営住宅に入居したとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅等を故意に毀損したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに入居時の同居親族以外の者を同居させたとき。
- (5) 入居者が死亡し、又は退去した場合において、同居していた親族が市長の承認を得ずに引き続き居住したとき。
- (6) 入居者の保管義務等に違反したとき。
- (7) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (8) 15日以上市営住宅を使用しない場合において、その旨を届け出なかつたとき。
- (9) 市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を譲渡したとき。
- (10) 市長の承認を得ずに市営住宅をそれ以外の用途に使用したとき。
- (11) 市長の承認を得ずに市営住宅を無断で模様替えし、又は増築したとき。
- (12) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (13) 入居者又は同居者の氏名等の変更があり、又は同居者が死亡し、若しくは退去した場合において、その旨を届け出なかつたとき。

6 「市営住宅入居のしおり」をよく読み、共同生活のルールを守り、他人に迷惑になる行為はしないこと。

7 その他、入居に際し市長が指定する職員等の指示に従うこと。